

最低制限価格（低入札調査基準価格）制度の改正について

1 低入札調査基準価格の基準額の引き上げについて

現 行	改 正 後
予定価格が <u>5百万円以上</u> の建設工事の入札	予定価格が <u>3千万円以上</u> の建設工事の入札

※低入札調査基準価格の引き上げに伴い最低制限価格も引き上げになります。

- 2 改正理由 物価高騰に伴い、低入札調査の基準額を適正な価格とする。
計画的な入札執行により、適切な公共工事の整備促進を図る。

3 適用時期について

令和7年10月1日以降に入札公告・指名通知する案件から適用いたします。